

## IV 良好な景観の形成に向けた取組み

この章では、理念・目標の実現に向けた取組み方針と、具体的な景観施策及び連携施策の取組みを示します。

大きくは、下図のように、景観計画区域（市全域）を対象とした景観の誘導、景観重点地区における景観形成、さらに住民等との協働による景観まちづくりの推進という3つの柱で構成しています。

### 1. 全市における景観の誘導

類型別に景観形成の方向性を明示し、その実現に向けて大規模な建築物を中心とした景観の誘導を行うほか、公共事業による景観形成や、骨格となる自然景観の保全に取り組めます。

- ・類型別にとらえた景観形成の方針
- ・大規模な建築物・工作物等の景観誘導（行為の制限）
- ・屋外広告物の景観誘導
- ・公共事業における景観形成
- ・骨格となる自然景観の保全

景観計画区域（市全域）

景観重点地区

景観重点地区

景観まちづくり

景観まちづくり

景観まちづくり

住民等との協働による景観まちづくり

（各種取組みの支援、景観まちづくり推進団体・地区制度など）

### 2. 景観重点地区の指定

市を象徴する景観として市民の関心も高く、市の顔となる景観上重要な地区を景観計画における「景観重点地区」に指定し、規制誘導方策等を含めた積極的な景観形成を図ります。

「景観重点地区」においては、景観施策だけでなく、都市計画、中心市街地活性化、文化財、観光等の施策との連携を図り、地域活性化・再生に向けた重点的な取組みを進めます。（※「景観重点地区」の計画は別冊を参照）

### 3. 住民等との協働による景観まちづくりの推進

景観にスポットを当て発掘・共有し、それらを守り、育み、活かしていく活動など、協働による景観まちづくりを支援していく取組みを進めます。

また、景観に関する目を養い、景観まちづくりに取り組もうという意識を醸成していくためのしかけづくりに取り組めます。

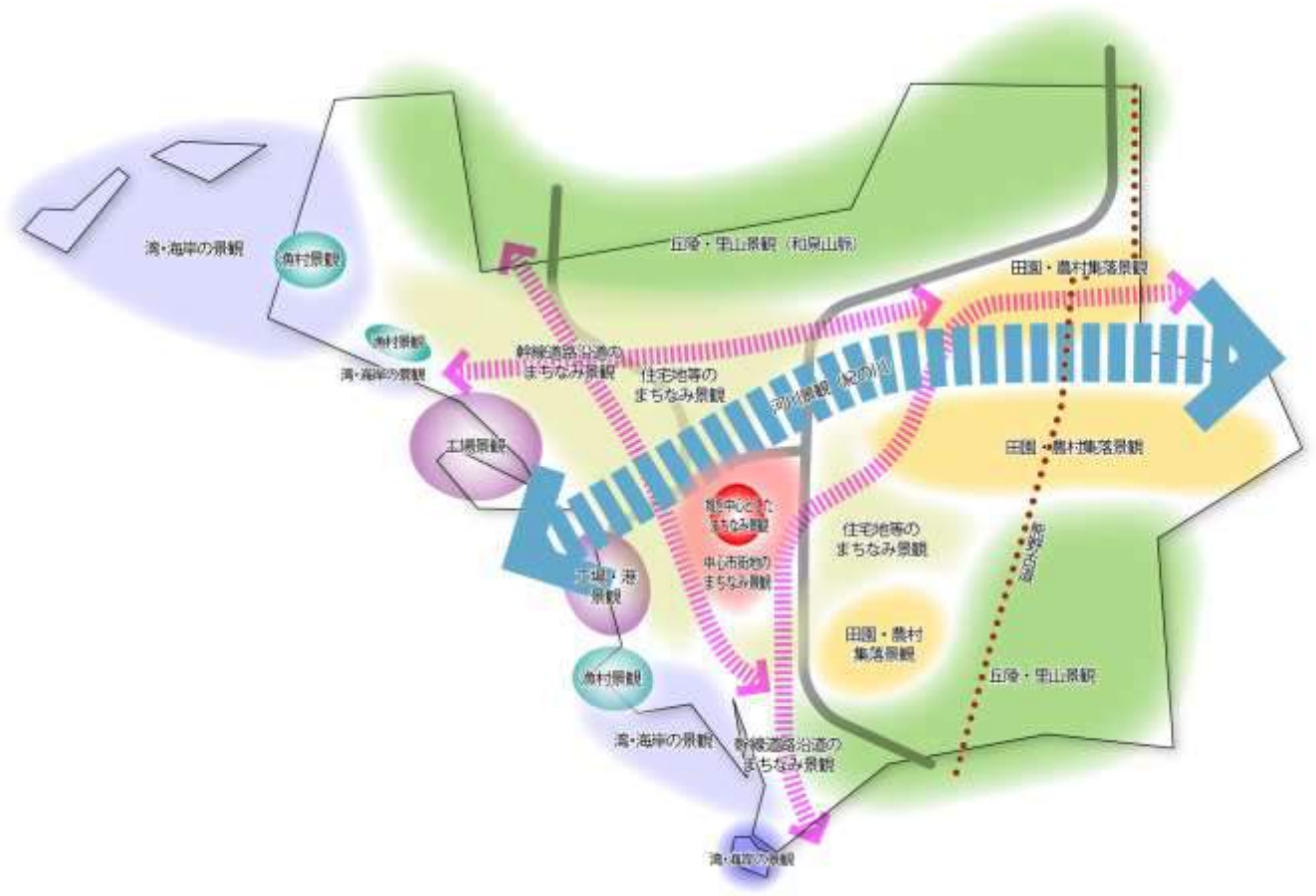
図 16 良好な景観の形成に向けた取組みの体系

# 1. 全市における景観の誘導

全市においては、類型別に景観形成の方向性を明示し、その実現に向けて大規模な建築物を中心とした景観の誘導を行うほか、公共事業による景観形成や、骨格となる自然景観の保全に取組みます。

## (1) 類型別にとらえた景観形成の方針

景観の現況で明らかにした 10 の景観の類型に即して、景観形成の方向性を設定します。その方向性を市民・事業者・行政等が共有し、実現に向けた取組みを進めていきます。



良  
好  
な  
景  
観  
を  
形  
成  
す  
る  
取  
組  
み

図 17 和歌山市の景観の類型

### ①丘陵・里山景観

市北部の和泉山脈と南東部の緩やかな丘陵に抱かれた地形は市街地の背景となる景観を形成し、市中心部を東西に流れる紀の川とともに本市の景観の骨格を形成する重要な要素となっており、景観形成の目標像と方針を以下に定めます。



【目標像】	【方針】
市の骨格を形づくる和泉山脈の山なみや東部の緩やかな地形が形づくる緑豊かな丘陵景観の保全・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市街地の背景となる和泉山脈の山なみ景観を保全する</li> <li>○健全な里山環境を保全する</li> <li>○開発等に際しての丘陵・里山の緑豊かな景観との調和を図る</li> <li>○里山の維持活動など、丘陵・里山に親しみ、地域の良さを再発見する景観まちづくり活動を推進する</li> </ul>

### ②田園・農村集落景観

点在する農村集落では、周囲の広がりある田園風景に溶け込むようなまとまりある集落景観が形成されている地域もあり、特徴的な景観が形成され、暮らしの営みやよりよい地域にしていくための活動が進められていることから、景観形成の目標像と方針を以下に定めます。



【目標像】	【方針】
広がりのある田園景観や特徴的な農村集落景観の保全・継承・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○まとまりのある農地を保全する</li> <li>○田園風景と一体となった旧街道筋(熊野古道など)の集落のまちなみを保全・継承する</li> <li>○開発等に際しての既存の田園景観・農村集落景観との調和を図る</li> <li>○地域の維持活動や伝統行事の継承など、田園に親しみ、地域の良さを再発見する景観まちづくり活動を推進する</li> </ul>

### ③河川景観

河川は、山なみ、丘陵と同様に本市の骨格となる景観形成に寄与しており、水量豊かで広々とした公園・緑地空間を有する紀の川の河川景観は、市民の関心、愛着も高くなっています。

さらに、市街地では和歌川や城下のお堀であった市堀川（内川）が流れ、歩行者空間の整備等とあわせて水辺の親しめる空間が整い、水辺を活用した店舗などにより水辺空間の可能性が広がっています。

これら河川景観の景観形成の目標像と方針を以下に定めます。



【目標像】	【方針】
1) 市の骨格を形づくる紀の川の開放感を感じることのできる河川景観の形成	○河川空間の広がりある景観の確保と開発等に際しての調和を図る
2) 川との関係に配慮した市街地内河川及び沿川景観の形成	○親水性 <sup>4</sup> に配慮した河川空間を形成する ○都市の裏側ではなく表側となるような沿川の建築物等の誘導を図る ○市街地内河川及び沿川空間を活用した水辺に親しむ取組みやにぎわいづくりの取組みを推進する

### ④湾・海岸の景観

市域の西部は、紀伊水道に面した湾、海岸となっており、広がりのある海とあいまって市の骨格となる景観を創出しています。

また、万葉の時代からの景勝地である和歌の浦は、風光明媚な景観が堪能でき、各所に歴史的資源が点在しています。

友ヶ島や雑賀崎では、奇岩による島しょ景観が形成されており、ダイナミックな海岸美が堪能できます。



<sup>4</sup> 親水性：水辺と親しみやすい空間となっていること。



さらに、加太は、自然の岩場や砂浜海岸での海水浴を楽しむことができる人気スポットとなっています。

これらの地域において、自然の美しさや歴史の奥深さを再認識し、住民の手で美しく保全し、また、まちづくりに活かす活動も多数展開されています。

これら湾・海岸の景観の目標像と方針を以下に定めます。

【目標像】	【方針】
1) 万葉の時代から詠まれた地形と生活、営みが一体となった独特の景勝美を持つ湾・海岸景観の保全・継承・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地形が織りなすダイナミックな島しょ景観を保全する</li> <li>○名所として描かれた景勝美を有する文化的景観を保全・継承する</li> <li>○湾に面してパノラマ的に広がる眺望景観や名所のスポットの保全と、開発等に際しての適切な誘導を図る</li> <li>○海辺の風景の美しさを再発見する景観まちづくり活動を推進する</li> </ul>
2) 人々が集いにぎわう海辺に開かれた湾・海岸景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然の海岸線を活かし、海辺に開かれた景観を楽しむ空間の確保と開発等に際しての適切な誘導を図る</li> <li>○テーマ性を持った統一的な景観の誘導を図る</li> </ul>

## ⑤漁村景観

加太、雑賀崎などでは、昔から天然の良港としてにぎわい、現在もその面影を残しています。

雑賀崎では、傾斜地に家屋がへばりつくように密集し、狭く傾斜のきつい路地に沿って集落が形成され、独特で異質な空間が形成されています。また、加太は、東方からの物資の終着地として古くから栄え、淡嶋街道沿いには素朴な漁村景観が形成されています。



これら漁村景観の目標像と方針を以下に定めます。

【目標像】	【方針】
自然と向き合いながら永く営まれてきた独特な漁村景観の保全・継承・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○漁村集落を特徴づけるまちなみを保全する</li> <li>○暮らしに根ざした漁村文化を継承するとともに、漁村の風景や生活文化に根ざした景観まちづくり活動を推進する</li> </ul>

## ⑥城を中心としたまちなみ景観

本市の中心市街地は、紀州 55 万 5 千石、徳川御三家の城下町として発展し、その後も当時の都市構造を核として市街地が形成されてきました。戦災により、その大半が焼失しましたが、その後の戦災復興を経て現在の市街地の骨格形成に至っており、城下町としての痕跡も市内随所に脈々と息づいています。



また、戦災で失われた和歌山城天守閣を市民の寄付などを通して再建を図るなど、和歌山城に対する市民の愛着が高かったことがわかります。今もその思いは変わらず受け継がれ、様々なイベントが開催されたり、四季折々の表情が楽しめる観光スポットとして市民や来訪者に親しまれています。城の周辺では、市民会館の移転・整備など大規模な整備事業が相次いで予定されており、様相が大きく変わっていくこととなります。

そこで、この城を中心としたまちなみ景観の目標像と方針を以下に定めます。

【目標像】	【方針】
1) 城下町都市・和歌山の景観の領域性に対する認識を高め、それを体現する「城のあるまち・和歌山」の景観の創造	<ul style="list-style-type: none"> <li>○城下町都市・和歌山の歴史や文化を発信する</li> <li>○特徴ある景観資源を活かしつつ、「城のあるまち・和歌山」としての新たなまちなみ景観を創造する</li> </ul>
2) 城のシンボル性と武家屋敷地の名残としての大型敷地の特性、戦後の都市発展の中で築かれた都市の資産を活かした、本市の中心としてふさわしい風格ある景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○城のシンボル性を活かした歴史と風格を感じさせる景観を保全する</li> <li>○城に面する通りごとの特性を活かした大型敷地の風格あるまちなみ景観を誘導する</li> </ul>
3) 城から連なる緑と点在する歴史的資源に着目し、緑と歴史が息づく、やすらぎを感じることでできる景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○風致地区等による緑が連なる景観を保全する</li> <li>○点在する歴史的資源の魅力を活かしたまちなみ景観を誘導する</li> </ul>
4) 町人地としてのまちなみの連続性や市堀川等の資源を活かした界限性 <sup>5</sup> の高い通りの景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通り・川沿いに連なる空間特性を活かした連続性ある建物ファサード<sup>6</sup>を誘導する</li> <li>○中心市街地活性化の動き等と連携し、歩いて楽しい通りの景観を発掘・演出する</li> </ul>

※詳細は「和歌山城周辺景観重点地区」編を参照

<sup>5</sup> 界限性：個々の店舗・商店等が集積して、全体としてにぎわいや生業の活気などの生活感あふれる雰囲気を感じさせる状況。

<sup>6</sup> ファサード：建築物の正面の外観。

## ⑦中心市街地（大通り・商店街・駅前等）のまちなみ景観

和歌山城周辺には公共公益機能、業務機能が集積し、広幅員のけやき大通りとともに風格ある都市景観が形成されています。

JR 和歌山駅と南海和歌山市駅の2つのターミナル周辺は、百貨店等の商業集積などがみられ、本市の玄関口となっています。

ぶらくり丁に代表される中心市街地は、現在では空洞化が進んでおり、活気が失われた様相を呈しており、活性化に向けた取り組みが進められています。



近年では、商店街を舞台としたテーマ性を持ったイベントや、空き店舗の連鎖的なリノベーションなど、人が集まる新しい動きが生まれています。

この中心市街地のまちなみ景観の目標像と方針を以下に定めます。

【目標像】	【方針】
にぎわいや活力を感じさせるまちなかの景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本市の玄関口である駅前空間の質的向上を図る</li> <li>○けやき大通りをいかしたにぎわいや回遊性を創出する</li> <li>○ぶらくり丁を中心とした中心市街地の景観の向上を図る</li> <li>○中心市街地のストックを活用したにぎわいづくりの取り組みを推進する</li> </ul>

## ⑧住宅地のまちなみ景観

市西部（大浦街道東部）では、古くからの敷地割が残っており、比較的敷地規模が大きく緑豊かで閑静な昔からの良好な戸建住宅地が形成されています。現在は、敷地内の緑やゆとりある敷地によって良好な居住環境が形成されていますが、少子高齢化やライフスタイルの多様化に伴う諸問題（敷地の細分化など）の発生とその結果としての住環境の変化が想定されます。



戦災復興の土地区画整理事業で整備された住宅地は、職住一体の店舗兼住宅等が多くみられますが、近年は駅前周辺等へのマンション立地もみられ、まちなかの住宅地の様子も徐々に変化がみられます。

一方、河北部には、丘陵部を中心に、人口増加期における斜面地を利用した住宅地開発がみられ、比較的、緑豊かで整った住宅地が形成されています。

さらに、市街地の外縁部や東部の幹線道路沿道において、スプロール型の戸建住宅地の開発が散見されます。

これらの住宅地のまちなみ景観の目標像と方針を以下に定めます。

【目標像】	【方針】
1) 古くからの特徴的なまちなみを有する住宅地の景観保全	○特徴的なまちなみを保全する ○敷地内やまちかどの緑を創出する
2) 緑豊かで潤いのある住宅地の景観形成	○ゆとりあるまちなみを保全する ○敷地内やまちかどの緑を創出する
3) 周辺との調和を意識した住宅地の景観形成	○周辺のまちなみなど地域との統一感を確保する ○住民の手による地域の景観まちづくりの取組みを推進する

### ⑨ 幹線道路沿道の景観

国道を中心に沿道型の店舗の立地が多数見られ、中には派手な色彩の外壁や屋外広告物等による沿道景観が形成されています。

これらの景観形成の目標像と方針を以下に定めます。



【目標像】	【方針】
秩序ある沿道の景観形成	○建築物や屋外広告物等の整序を図る ○沿道の緑の創出により潤いを確保する



## ⑩工場・港湾の景観

戦後、埋立てにより鉄鉱専用の和歌山北港、木材専用の南港が完成し、高度経済成長期の市の発展を牽引しました。現在でも臨海部を中心に工場が建ち並ぶダイナミックな景観が見られます。

一方、公害問題の一環として、河西緩衝緑地の整備などにも取り組みました。

これらの工場・港湾の景観の目標像と方針を以下に定めます。



【目標像】	【方針】
周辺環境と調和したダイナミックな工場・港湾の景観形成	○工場周辺の緑を保全・創出する ○産業の活力を想起させる工場・港湾景観への誘導を図る

## (2) 大規模な建築物・工作物等の景観誘導（行為の制限）

類型別の景観形成を実現するため、景観上影響の大きい大規模な建築物・工作物等について、景観法に基づき景観形成基準を設定の上、誘導を図ります。

なお、屋外広告物については別途和歌山市屋外広告物条例に基づく誘導を図ることとします。

### ①届出対象行為

景観計画区域内（景観重点地区を除く）における届出対象行為は以下のとおりとします。

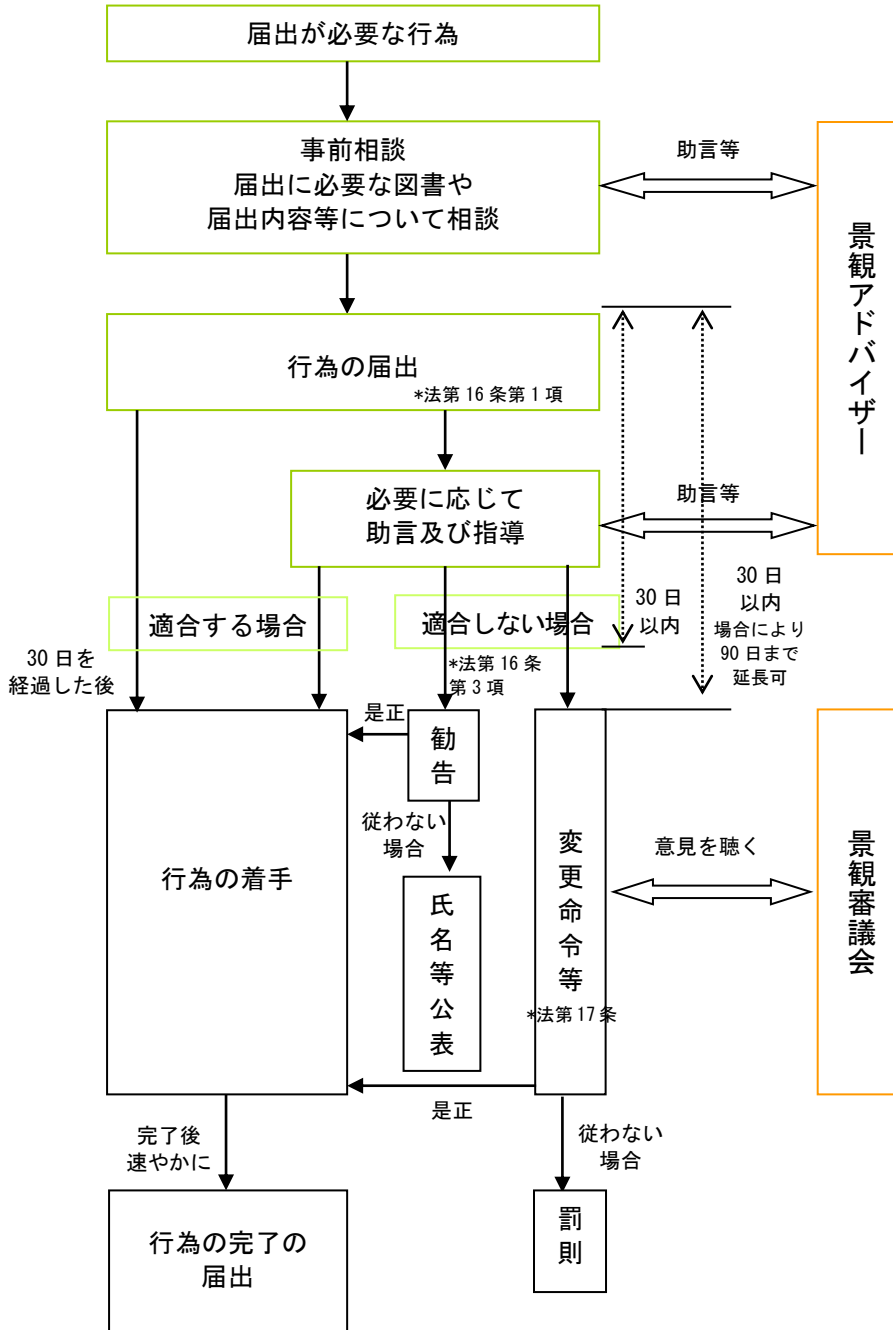
区分		規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		高さ13m超又は建築面積1,000㎡超
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電設備等の用途に供するもの	高さ13m超又は築造面積1,000㎡超
	②その他の工作物	高さ13m超
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		行為面積1,000㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		行為面積1,000㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		行為面積3,000㎡超
夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明		上記建築物の新築等に伴い設置するもの
木竹の伐採		行為面積10,000㎡超

<注>「工作物」とは、土地若しくは建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち建築物並びに広告物及び広告物を掲出する物件以外のもので、次のものをいいます。

- ・煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの
- ・橋りょう、高架道路高架鉄道、その他これらに類するもの
- ・製造施設、貯蔵施設、水道、電気等の供給施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの
- ・野球場、庭球場等の運動施設、遊園地等の遊戯施設その他これらに類するもの
- ・道路又は公園に設置される公衆電話所、バス停留所、標識、照明灯（道路又は公園の管理者が設置するもの除く。）、変圧塔、アーチ、アーケード、モニュメントその他これらに類するもの
- ・擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの
- ・垣、柵、塀、門その他これらに類するもの
- ・駐車場、自動車ターミナルその他これらに類するもの
- ・アンテナ（高さが4メートル以下のものを除く。）及びその附属施設、換気施設その他これらに類するもの
- ・日よけ、雨よけその他これらに類するもの
- ・上記に掲げるもののほか、市長が指定するもの

## ②届出の流れ

届出が必要な行為が生じる場合、以下の流れに沿って届出が必要となります。



※できるだけ事前相談を行って下さい。  
届出に必要な図書や届出内容等に関する相談を行います。  
本市が委嘱した専門家である景觀アドバイザー等からの助言も行います。

※景觀計画で定める景觀形成の基準に適合するかどうかの審査を行います。

※基準に適合しない場合は、景觀審議会の意見を聴いた上で、景觀法に基づく勧告、変更命令の手続きを行うこともあります。

※届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります（景觀法第103条第1号）。

※変更命令に従わなかった場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります（景觀法第102条第1号）。

### ③景観形成基準

良好な景観の形成に向けて、以下の景観形成基準を遵守することとします。

項目	基準	(3) 河川景観	(2) 田園・農村集落景観	(1) 丘陵・里山景観	(4) 湾・海岸の景観	(8) 住宅地等の まちなみ景観	その他の 市街地景観	
					(5) 漁村景観			
共通	①計画地周辺の景観の類型を把握の上、該当する類型別の景観の目標像・方針に即した景観形成を図る。	○	○	○	○	○	○	
	②地形・自然の状況、歴史的ななり立ち、市街地形成の経緯やそこで営まれている活動など、計画地周辺の景観の特徴を十分に理解の上、計画へ反映する。	○	○	○	○	○	○	
	③周辺の景観との調和に配慮し、景観上重要な資源が近くにある場合は、それとの調和に特に配慮する。	○	○	○	○	○	○	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替え又は色彩の変更	A 配置規模	①現在の地形を活かした配置とし、大幅な地形の改変を避ける。	○	○	○	○	○	
		②周辺の主要な道路からの見え方や隣接する建築物等との関係に配慮し、過度に突出したり圧迫感が生じたりしないような配置・規模とする。	○	○	○	○	○	
		③背景の山なみや、周辺に広がる農地・ため池、紀の川、湾・海岸等への良好な眺望を妨げることの無いような配置・規模とする。	○	○	○	○	○	
		④島しょ部や海岸線等が形づくる特徴的な地形を保全する。	○	○	○	○	○	
	B 形態意匠	①調和の取れたまちなみとなるよう、周辺の主要な道路からの見え方や隣接する建築物等との関係に配慮した形態・意匠とする。	○	○	○	○	○	○
		②建築物全体として調和が取れた形態・意匠とする。	○	○	○	○	○	○
		③屋上・屋外付帯設備は、周辺の主要な道路からの見え方などに配慮し、建築物と調和させる、遮へいするなど、目立たない形態・意匠とする。	○	○	○	○	○	○
		④背景の山なみや、周辺に広がる農地・ため池、河川、湾・海岸等への広がりある良好な眺望との調和に配慮した形態・意匠とする。	○	○	○	○	○	○
		⑤昔からの集落・住宅地など特徴的なまちなみに近接する場合は、それとの調和に配慮する。	○	○	○	○	○	○
		⑥市街地内の河川に面する場合は、河川との関係に配慮し、対岸や橋からの見え方に配慮した形態・意匠とすること。	○	○	○	○	○	○
		⑦商業地や幹線道路沿道では、まちなみにぎわいや活力が感じられるように形態・意匠を工夫するとともに、秩序あるまちなみとなるように通りや周辺との連続性を意識した形態・意匠とする。	○	○	○	○	○	○



項目	基準	(1) 丘陵・里山景観 (2) 田園・農村集落景観 (3) 河川景観	(4) 湾・海岸の景観 (5) 漁村景観	(8) 住宅地等の まちなみ景観	その他の 市街地景観	
建築物の新築、増築、改築若しくは模様替え又は色彩の変更 ととなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	C 色彩素材	①外壁の色彩は周辺との調和に配慮し、色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮する。	○	○	○	○
		②外壁の色彩は背後の山地・丘陵地や、周辺に広がる農地・ため池、河川、湾・海岸等自然との調和に配慮した落ち着いた色彩を基調とする。	○	○		
		③外壁の色彩は周辺の住宅地との調和に配慮した落ち着いた色彩を基調とする。			○	
		④商業地や幹線道路沿道では、まちなみにぎわいや活力が感じられるように色彩の演出を工夫するとともに、秩序あるまちなみとなるように通りや周辺との連続性を意識した色彩とする。				○
		⑤外壁の素材は、周辺の景観と調和したものを、木、土、石など、地域の風土にあった自然素材を活用する。	○	○	○	
		⑥外壁の素材は、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いる。	○	○	○	○
	D 緑化外構	①うるおいのあるまちなみとなるよう、建築物の周囲や前面道路側の空地においてはできる限り植栽を充実させる。	○	○	○	○
		②植栽にあたってはできる限り周辺の植生にあった樹種を用いる。	○	○	○	○
		③計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、修景にいかす。	○	○	○	○
		④建築物とあわせて垣、柵、塀を設ける場合は、周辺との調和に配慮した配置、形態、色彩とする。	○	○	○	○
特定照明	①夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう、照明方法等に配慮する。	○	○	○	○	
工作物の新設、増築、改築等	①周辺との調和に配慮した配置、形態、色彩とする。	○	○	○	○	
	②工作物の周囲や空地においてできるだけ植栽を充実させる。	○	○	○	○	
開発行為／土地の形質の変更	①現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにする。	○	○	○	○	
	②法面はできる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を行う。	○	○	○	○	
	③擁壁は周辺の景観と調和した形態及び素材とし、緑化や化粧ブロック等により景観上の配慮を行う。	○	○	○	○	
	④計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、計画にいかす。	○	○	○	○	
物件の堆積	①道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とする。	○	○	○	○	
	②道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、積み上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げる。	○	○	○	○	
	③計画地周囲の緑化を行うなど、遮へい措置を講ずる。	○	○	○	○	
木竹の伐採	①道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、伐採の位置や方法を工夫する。	○	○	○	○	
	②計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、修景にいかす。	○	○	○	○	

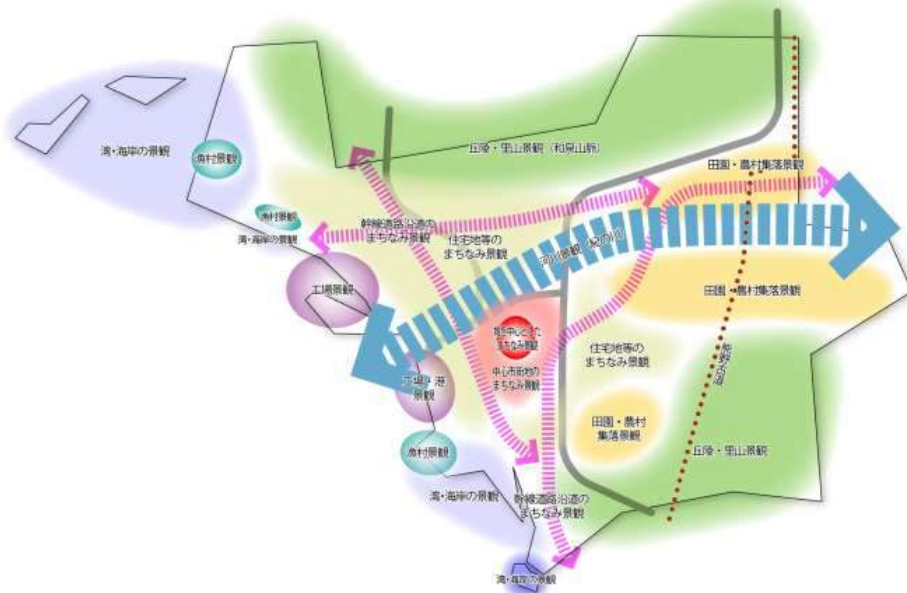
良好な景観  
形成に向けた  
取り組み

<注>

・基準が適用される区域は概ね以下のとおりとします。

(1) 丘陵・里山景観 (2) 田園・農村集落景観 (3) 河川景観	・市街化調整区域内 ・紀の川沿いの両岸に面する敷地 ・市街地内河川に面する敷地
(4) 湾・海岸の景観 (5) 漁村景観	・自然公園が指定されている区域 ・海際線から約1km内（和歌山北港・本港・南港を除く）
(8) 住宅地等のまちなみ景観	・住居系用途地域（第2種住居地域、準住居地域を除く）
その他の市街地景観 (6) 城を中心としたまちなみ景観 (7) 中心市街地（大通り・商店街・駅前等）のまちなみ景観 (9) 幹線道路沿道の景観 (10) 工場・港湾の景観	・上記以外

- ・景観法又は和歌山市景観条例で、届出を要しない行為が規定されています。
- ・景観法第17条で規定されている変更命令は、建築物または工作物の形態・意匠及び色彩の基準に適合しないものを対象とします。
- ・屋外広告物については、和歌山市屋外広告物条例に規定する基準によるものとします。
- ・景観重点地区においては、地区ごとの景観形成基準も定めています。



良  
好  
な  
景  
観  
を  
取  
組  
み  
に  
向  
け  
た

<色彩に関する推奨値>

- ・良好な景観の形成を図るため、建築物の外壁や工作物の外観の大半を占める基調色について、使用することが望ましい色彩の範囲を推奨値として示します。
- ・類型別の景観との調和の観点から、推奨する色彩の範囲はマンセル表色系で以下のとおりとします。

色 相	彩 度	
	(1) 丘陵・里山景観／(2) 田園・農村集落景観／ (3) 河川景観／(4) 湾・海岸の景観／ (5) 漁村景観／(8) 住宅地等のまちなみ景観	その他の市街地景観
YR系	4以下	6以下
R・Y系	3以下	4以下
その他	2以下	2以下

- ・自然石、木材、土壁などの自然素材を用いる場合、ガラス等の素材本来が持つ色彩を用いる場合などは、この推奨色によらない場合もあります。
- ・周辺の景観との調和や、建築物でのバランス等も考慮の上で、他の要素もあわせて総合的に優れたデザインとなるような配慮が望まれます。

### (3) 屋外広告物の景観誘導

屋外広告物は、大規模建築物等とあわせて、景観形成の上で適切な誘導を図るべき大切な要素です。

本市では平成8年12月に和歌山市屋外広告物条例を制定し誘導に努めてきましたが、幹線道路沿道を中心に多数の屋外広告物が立地する状況が見られるほか、違反物件が散見されるといった運用上の課題も出てきており、景観計画の策定とあわせて屋外広告物条例の考え方も見直しが必要と考えられることから、平成25年3月に屋外広告物条例の改正を行いました。

今後とも、条例に基づく屋外広告物の適切な誘導を図るとともに、「屋外広告物の手引き」なども活用しながら屋外広告物による景観形成への理解を促していきます。

### (4) 公共事業における景観形成

市、県、国が実施する公共事業は、景観に与える影響も大きく、良好な景観の形成を先導する役割を果たす上でも、公共事業における景観形成は非常に重要です。

そのため、市としては公共事業について景観の観点からの配慮を行うため、以下の取組みを進めます。これらは国や県が行う公共事業についても同様とします。

- 景観の類型や景観形成基準に即してチェックを行ったうえで、景観上の悪影響を及ぼさないように配慮を行う
- 特に、景観重点地区内での公共事業に対して地区の基準等に即した配慮等を行う
- より質の高い公共事業となるよう、必要に応じて専門家の意見を参照する

これらの取組みの成果を蓄積しながら、公共事業の景観形成に向けた本市の考え方の方針化を図ります。

## (5) 骨格となる自然景観の保全

和泉山地の山なみや紀伊水道に面する瀬戸内海の海岸線、あるいは市街地に残るまとまった緑等、骨格となる自然景観について、自然公園法や森林法、都市計画法に基づく風致地区制度等を引き続き運用し、保全を図ります。

制度	根拠法令等	概要
自然公園	自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として指定。本市の海岸部は、紀淡、鳴門、関門、豊予と4つの瀬戸（海峡）に囲まれた内海、東西400km余りの長さを持つ瀬戸内海国立公園の一角を占めており、加太（友ヶ島）地区及び雑賀崎地区において482haが指定。
保安林	森林法	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するために指定される森林で、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。本市では平成22年4月1日現在631haが指定。
地域森林計画対象 民有林	森林法	県知事が5年ごとに10年を一期として森林の区域、森林の整備の目標などについて定める「地域森林計画」の対象となる民有林で、区域内での土地の形質の変更等が規制される。本市では平成22年4月1日現在5,753haが対象。
風致地区	都市計画法	都市の風致を維持するために、優れた景勝地、樹林地、水辺地などの自然環境やこれらと調和した良好な住環境が指定されている地区の維持を目的に定める。本市では昭和16年に6地区指定、平成26年4月1日付けで施行した市の条例で行為規制、許可等を実施。現在、約379haが指定。 和歌山公園・岡山地区（60ha）／ 日前宮地区（18ha）／御坊山地区（56ha）／ 和歌浦地区（38ha）／ 新和歌浦雑賀崎地区（197ha）／高松地区（10ha）

## (6) 歴史的風致の維持・保全

本市には、城や神社、仏閣などの歴史上価値の高い建造物が残されており、そこでの祭礼行事など、歴史や伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、本市固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出しています。

国では、このような市街地における人々の生活とまちなみが一体となった良好な市街地環境（歴史的風致）の維持・向上を促進し、後世へ継承するため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、『歴史まちづくり法』という。）」が平成20年11月4日に施行されました。

本市においても、この「歴史まちづくり法」を活用し、「歴史的風致維持向上計画」を策定の上、各地に存在する生活とまちなみが一体となった歴史的風致の維持・向上を図っていくものとし、そのために各種景観施策等を活用していくものとします。



## (7) 夜間景観形成による都市魅力の創出

本市を訪れる人が魅力を感じることが  
できる都市の空間づくりには、都市のイ  
メージづくりに大きく寄与できる景観形  
成に取り組んでいくことが有効であり、  
その一つとして夜間景観の形成がありま  
す。

本市においても夜間景観の形成に取り  
組むことで、夜間における人々のさまざ  
まなアクティビティを生み出すきっかけ  
にもなり、新たなにぎわいや回遊を生み出すことが期待されます。



本市の夜間景観

### <夜間景観形成の目標>

市民や来訪者にとって魅力的な夜間景観を創り、新たな夜のにぎわいを生み出す

### <夜間景観形成の方針と取組み>

#### ①まちなかを演出する

まちなかなど人が集まる場所であかりを効果的に加えて、夜間景観を魅力的な  
ものに演出。【足し算】

- ・重点エリアの設定とにぎわいを生むライトアップ・イルミネーション等
- ・都市を印象づける場所でのライトアップ等

#### ②まちなかを整える

あかりの演出とあわせて、夜間景観を引き立てる上で阻害の要因となるあかり  
等の抑制。【引き算】

- ・大規模建築物等における魅力的な夜間景観デザインの誘導（景観計画による規制誘導）
- ・屋外広告物の照明コントロール（屋外広告物条例等による規制誘導）
- ・道路照明更新時のデザイン配慮（公共施設における誘導）

#### ③あかりのまちづくりを広げる

あかりをまちづくりの有効なツールとしてとらえ、季節に応じたあかりの活用  
や、市民や商業者等との協働による取組み。

- ・夜間のイベント実施時の商店街・店舗等と協調した取組み（沿道店舗による軒先でのイルミネーション設置など）
- ・夜間景観歳時記の魅力発信
- ・周辺部の景観（住宅地、農村、湾岸部、工場など）の魅力発信における多様な夜間景観の活用

## 2. 景観重点地区の指定

市を象徴する景観として市民の関心も高く、市の顔となる景観上重要な地区を景観計画における「景観重点地区」に指定し、規制誘導方策等を含めた積極的な景観形成を図ります。

「景観重点地区」においては、景観施策だけでなく、都市計画、中心市街地活性化、文化財、観光等の施策との連携を図り、地域活性化・再生に向けた重点的な取組みを進めます。

なお、「景観重点地区」の計画は地区毎に定めることとし、詳細は別冊とします。

### 3. 住民等との協働による景観まちづくりの推進

景観にスポットを当て発掘・共有し、それらを育み、活かしていく活動など、協働による景観まちづくりを支援していく取組みを進めます。

また、景観に関する目を養い、景観まちづくりに取り組もうという意識を醸成していくためのしかけづくりに取組みます。

#### (1) 景観の価値の発掘、共有

本市には、顔となる景観上重要な地区以外にも、地域固有の景観を有する地域が幾つもあり、日々の暮らしの中で景観が保たれています。

その一方で、景観資源それ自体は価値が認められているものであっても、周辺が乱雑でその価値が目減りしているものもみられ、景観資源を核としながら特徴ある景観として創り出していく（景観としての魅力を増進していく）必要があります。

さらに、かつては名所であったが市街化の過程等で価値が失われた景観、本市の形成過程を知る上で歴史的な意味を持ち、現在でもその名残がみられる景観が幾つも見受けられます。そうした景観にもスポットを当てつつ、市民が愛着等を持てる景観として再生させていく必要があります。

そこで、地域固有の景観の価値にスポットを当て、発掘、共有する取組みを地域住民や地域団体、事業者等と行政が協働しながら進めていきます。

#### ① 市民・事業者等との協働による景観ワークショップ・まちあるきの開催

地域固有の景観を活かしていきたい地域や、景観を手がかりにまちづくりを考えていきたい地域などにおいて、市民・事業者等との協働により景観ワークショップやまちあるきを開催、景観の価値を発掘、共有し、その上で景観形成の将来像や方策について話しあう機会づくりを行います。



景観まちづくりワークショップの開催（左・雑賀崎、右・紀三井寺）

## ②事業者との協働による特徴的な景観資源の調査

日頃から景観形成に携わっている市民団体や事業者（例えば建築士会など）などと協働し、市内に残る特徴的な景観資源（建築物・民家・樹木など）の調査に取り組みます。

## ③市民・事業者等による景観まちづくり活動の支援

市民・事業者等が自ら主体的に取り組む景観形成の取り組みに対して、活動への技術的な支援等を行い、景観まちづくりの拡大に努めます。

具体的には、ワークショップ等をきっかけに、住民等が自分たちの暮らす地域の景観の価値を再認識し、それらを活用して地域の見どころとして発信したり、あるいは、さまざまな人々が集まり交流する機会を創出するといった景観まちづくり活動を展開していくため、必要となる支援を行います。

それらの活動を通じて、地域の活力創出や、住民の地域への誇り・愛着の醸成へとつなげることが期待されます。

- 活動に資する情報（他の活動団体や制度等の情報など）の提供
- 取り組みのPR、情報発信等の実施
- 専門家の派遣



山東地域におけるまちづくりの取り組み（住民による山東駅の改修：左・中・作業中、右・完成）



## (2) 価値が見直された景観資源・まちなみの保全・活用

ワークショップ、まちあるきや資源調査等を通じて、その価値が見直された景観上価値のある資源やまちなみについて、所有者や地域住民等の発意に応じて、景観法の制度や市の施策、関連施策等を活用し、保全や活用の取組みを進めます。

### ①住民等が主体となったルールづくり等への支援

建築物の所有者や、地区の住民等が主体となって、景観資源・まちなみを保全・活用したいと発意した際に、その取組みを支援していきます。

具体的には、以下の取組みを進めます。

#### ア) 市職員や専門家の派遣

市職員や景観に関する専門家等を派遣し、地区の計画づくりや合意形成等に向けた情報提供・相談・アドバイスなどといった技術的支援を行います。

#### イ) 景観計画への住民提案制度の活用

景観法では、一定の条件を満たした土地の所有者、まちづくりNPO、公益法人等が景観計画の変更等について提案できる制度が用意されています。

例えば、住民から景観重点地区指定等をめざす取組みが発意された場合は、上記の取組みとあわせてこの住民提案制度を活用し、支援していくことが考えられます。

##### <住民提案制度の概要>

- ・景観行政団体が定める景観計画について、当該区域内の土地の所有者等が提案できる制度。
- ・要件として、①土地所有者、まちづくりNPO、公益法人の3分の2以上の同意を得た場合（地籍が3分の2となる場合に限る）、②原則として0.5 ha以上の一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地であること、がある。

#### ウ) 住民発意型の「景観まちづくり推進団体制度」「景観まちづくり推進地区制度」の活用

前述の住民提案制度のみでは取組みのハードルも高いことから、住民等による主体的な景観形成の取組みを醸成すべく、独自の制度を創設します。

- 地域の特徴に応じた景観形成に主体的に取り組む団体の活動を促すため、その団体を認定する「景観まちづくり推進団体制度」の創設
- さらに、地域の気運や景観まちづくりの状況に合わせ、活動支援から、より積極的に景観形成の方向性検討やルール化の検討などを行う段階を支援するため、地区の指定を行う「景観まちづくり推進地区制度」の創設

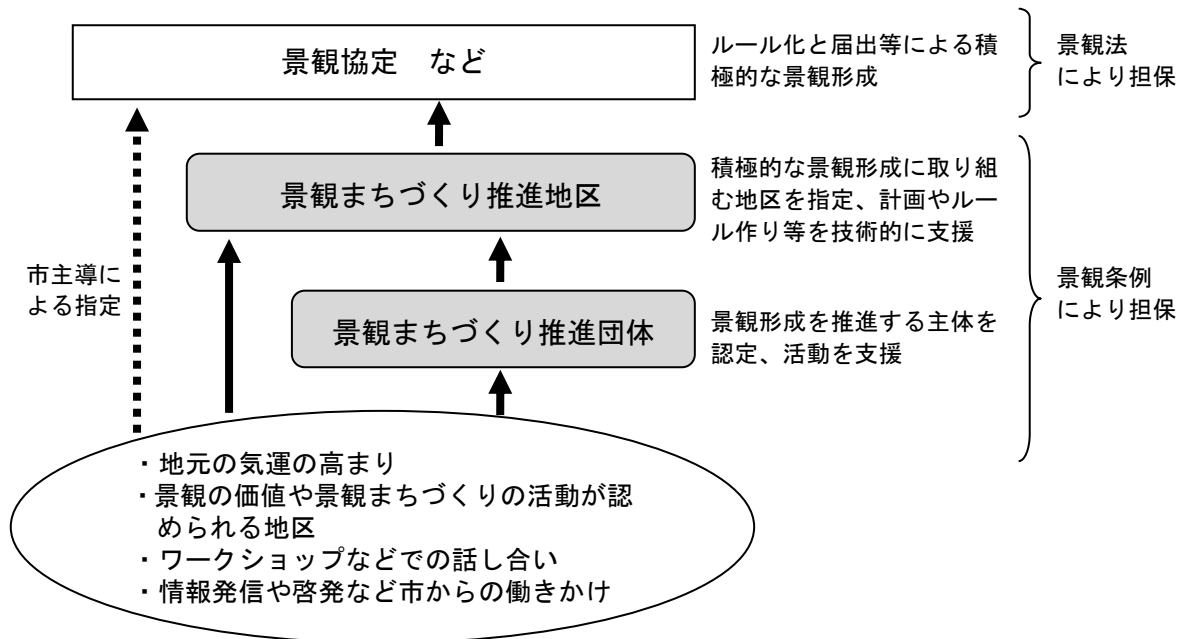


図 18 住民発意型の「景観まちづくり推進団体制度」「景観まちづくり推進地区制度」の枠組み

## ②景観上重要な建築物、樹木等の保全

景観上の価値が認められる建築物、樹木等といった景観の資源について、所有者の同意を得た上で保全を図ります。

具体的には、以下の制度等を活用していきます。

対象	制度	根拠法令等	概要
建築物	景観重要建築物	景観法	景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建築物を指定する制度。
	重要文化財	文化財保護法	日本に所在する建築物、美術工芸品等の有形文化財のうち、文化史的・学術的に特に重要なものについて指定する制度。
	登録有形文化財	文化財保護法	従来の指定制度を補完し、多種多様かつ大量の近代等の文化財建築物を保存するために指定する制度。
樹木等	景観重要樹木	景観法	景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木を指定する制度。
	天然記念物	文化財保護法	貴重な自然で、学術上の価値の高い動物、植物、地質・鉱物などを指定する制度。
	保存緑	和歌山市緑を守る条例	良好な自然環境の確保又は美観風致を維持するために、特に必要があると認めるものを、その所有者又は管理者の同意を得て、保存を必要とする緑を指定する制度。
その他	景観資源	和歌山県景観条例	良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物、樹木その他の物件及び優れた景観を眺望できる地点を登録する制度。

### 【景観重要建造物の指定の方針】

以下の要件に合致するものを、所有者の同意を得た上で指定します。

- 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
- 市の自然、歴史・文化、市街地形成の経緯などの特性が良く表れており、市の景観形成に良好な影響を与えているもの。
- 地域のシンボルとして市民や来訪者に親しまれ、周辺地域の景観形成上の核となっているもの。
- 優れた意匠・デザイン等を有し、市の景観形成に良好な影響を与えているもの。

### 【景観重要樹木の指定の方針】

以下の要件に合致するものを、所有者の同意を得た上で指定します。

- 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
- 市の自然、歴史・文化、市街地形成の経緯などの特性が良く表れており、市の景観形成に良好な影響を与えているもの。
- 地域のシンボルとして市民や来訪者に親しまれ、周辺地域の景観形成上の核となっているもの。
- 優れた樹容を有し、市の景観形成に良好な影響を与えているもの。

### ③暮らしの中で育まれた特徴ある農村・漁村景観の保全

熊野古道沿いに形成された農村・田園景観や布引の畑と一体となった線状の集落の景観、海岸に位置する漁村景観などについて、地域住民等と話し合いながら暮らしの景観の維持・継承に向けた取組みを進めていきます。

具体的には、以下の制度等を活用していきます。

制度	根拠法令等	概要
文化的景観の指定	文化財保護法	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものを選定し、保全を図る制度。 文化的景観の中でも、文化財としての価値から特に重要なものについて、市町村の申出に基づき、「重要文化的景観」として選定することができ、保存活用のための事業等について国からの支援が可能。
景観農業振興地域整備計画	景観法	景観法に基づき、良好な農山村景観の保全・創出のために市町村が定める計画。
景観協定	景観法	景観計画区域内の一団の土地について、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関して締結する協定。
わかやま景観づくり協定	和歌山県景観条例	県内におけるおおむね一団の土地の土地所有者等及びその土地の区域内で景観づくり活動を行い又は行おうとする者は、その全員の合意により、当該土地における良好な景観の形成に関して締結する協定。

### ④住宅地や工場など身近なまちなみ景観の保全

住宅地や工場など、身近な生活の中で育まれたまちなみ景観を維持・保全していくためのルールづくり等の取組みを支援します。

具体的には、以下の制度等を活用していきます。

制度	根拠法令等	概要
景観協定	景観法	景観計画区域内の一団の土地について、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関して締結する協定。
建築協定	建築基準法	一団の土地について、土地所有者等の全員の合意により、住宅地としての環境や商店街としての利便を高度に維持増進することなどを目的として締結する協定。
わかやま景観づくり協定	和歌山県景観条例	県内におけるおおむね一団の土地の土地所有者等及びその土地の区域内で景観づくり活動を行い又は行おうとする者は、その全員の合意により、当該土地における良好な景観の形成に関して締結する協定。
地区計画	都市計画法	ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度。区域の指定された用途地域の規制を、強化、緩和することができ、各街区の整備及び保全を図る。
景観地区	景観法	地区計画と同様、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度。周囲の景観との調和を図るため、デザインや色、高さも規制が可能。



### (3) 景観まちづくりに向けた意識醸成のしかけづくり

景観に関する目を養い、景観づくりに取り組もうという意識を醸成していくためのしかけとして、観光や教育等の他の施策との連携、協調を図りながら、景観フォーラム、シンポジウム、ワークショップ、講習会といった様々な発信の機会を提供し、市民・事業者・行政の意識の醸成、啓発に向けた取組みを進めます。

#### ① 良好な景観のPR

本市の良好な景観を市内外の人々に知っていただくためのPRの機会づくりに取り組めます。

- 景観に関連するフォトコンテストの実施
- わかやまし景観ガイド等、PRパンフレット、パネルなど広報媒体の作成と普及啓発
- 本市の景観を体感する「まちあるき」の実施  
(中心市街地活性化や観光等の取組みとも連携しながら)

#### ② 良好な景観形成の取組みの顕彰

良好な景観形成に寄与する、優れた市民・事業者等の取組みに対して表彰を行う顕彰制度の取組みを進めます。

- 周辺の景観に対して十分な配慮がなされたり、周辺の景観の魅力を増進させていたりする良好なデザインの建築物等の表彰
- 市民団体や事業者等による自主的な景観まちづくり活動の表彰
- 受賞した活動の普及・啓発（お手本として）

#### ③ 景観を題材にした研修・勉強の機会づくり

市民・事業者に加え市の職員等も対象として、景観について継続的に学ぶための研修・勉強の機会づくりに取り組めます。

- 景観に関するセミナーの開催
- 建築士会、屋外広告美術協同組合等と連携した景観に関する講習会の開催

#### ④ 景観を題材にした教育の取組みの実施

本市の景観に関心を持ってもらうため、子どもたちを対象とした景観を題材にした教育活動に、市内の学校・教育委員会と連携して取り組んでいきます。

- 和歌山市の景観を題材とした絵画コンクールの実施
- 子どもたちを対象としたまちあるきの実施

#### ⑤ 景観形成の取組みを発信するフォーラム、シンポジウムの開催

景観に携わる市民・事業者・各種団体等と連携して、各主体の景観形成の取組み

を発信するためのフォーラム、シンポジウムを開催します。

フォーラム、シンポジウムは、将来的には景観に関する各主体間のネットワーク（関係）づくり、あるいはゆるやかに連携を行うプラットフォームづくりを展望したものとします。